

12月定例県議会の動き

現場主義に基づき環境農林常任委員会で討論

環境 最終処分場 計画に警鐘

榛名十文字地区に(株)リサイクルクリンという産廃業者が管理型産業廃棄物最終処分場(※)を計画しています。

しかし、計画地の直下には水源があり、住民の飲み水に甚大な被害を及ぼす可能性があることから、地元区長を始め現地住民の方々は粘り強く反対活動を続けています。

後藤かつみも住民の皆さんと計画地とその直下にある水源を視察し、計画の危険性を痛

感しました。

委員会において後藤かつみは、地元から5名の傍聴者が見守る中、①水源に危険を及ぼす計画は不適切ではないか。②業者の実態が不明のため、県が徹底調査すべき。③地元住民の合意が無い限り許可すべきでない。などの指摘を行いました。執行部からも、反対署名や議会請願の採択を通じた「住民の声」を重く受け止めているとの見解が示されました。

※管理型産業廃棄物最終処分場 有害物質を多量に含



最終処分場計画地を現地住民40名と共に視察「美しい環境を次世代に」住民の熱意に触れる



倉洲の有機野菜を東京の事業者へPR 県農産物の販路拡大の課題を实践から学ぶ

むもの以外はどんな産廃でも埋め立て可能な処分施設。主に、焼却後の燃え殻や汚泥などが処分される。

農業 県産品の販路 拡大に一役

11月26日に、東京で食品事業を手掛ける会社社長の北爪氏(写真左)を「くらぶち草の会」にお招きし、倉洲の有機野菜の魅力をも

Rしました。

北爪氏も「是非とも倉洲の有機野菜を東京で展開したい」と意欲を見せていますが、同時に輸送コスト等の課題も浮き彫りになりました。

委員会において、後藤かつみは、農家と販売事業者との間に行政が入って具体的な支援をすることこそ販路拡大の近道であると訴えました。

その他の主な動き

議員の「口利き」改革で自民が巻き返し

後藤、委員会で

徹底抗戦(右下記事)

9月議会で、議員の

不当な「口利き」内容を記録・公表するルール案が執行部から示されたところですが、自民党サイドの巻き返し

議長も「不当」判断

「口利き」対応で県が要綱修正案

限議にリベラル群馬は撤回要求

県は十八日の県議会常務代表者会議で、議員の職務者が行政側に不当な働きかけをする「口利き」への対応策をまとめた要綱の修正案を示した。一定の公務員と「限議」の二つの規定を設け、限議に限定して運用に疑義がある場合、不当かどうかの検討を議長に請求し、知事が最終的に判断することとした。

十一月下旬の原案には、代表者会議で、議員の職務者が行政側に不当な働きかけをする「口利き」への対応策をまとめた要綱の修正案を示した。一定の公務員と「限議」の二つの規定を設け、限議に限定して運用に疑義がある場合、不当かどうかの検討を議長に請求し、知事が最終的に判断することとした。

県議に例外規定検討

自民など反発で後退

県の口利き要綱

公職にある人などから不当な働きかけを受けた場合、記録・公表することを目的に策定が進められている要綱で、県議に限って例外的な規定を設ける案を検討していることがわかった。県議に異論があれば、議長が記録・公表の妥当性を検討し、知事に意見をいう規定だ。要綱は、不当な口利きから行政運営を守るための内部規定であるにもかかわらず、口利きをする側にある県議への配慮が色濃く感じられる。(高尾治香)

県が策定中の要綱は、公職、公職者であることを旨とする。公職者でない人からの働きかけを「不当」とされたことに、自民などから反発が起きている。要綱には、議員の職務者が行政側に不当な働きかけをする「口利き」への対応策をまとめた要綱の修正案を示した。一定の公務員と「限議」の二つの規定を設け、限議に限定して運用に疑義がある場合、不当かどうかの検討を議長に請求し、知事が最終的に判断することとした。

保育士拡充策、中核市は打ち切り

により、不当性・公表の有無の判断に議会が関与できるという前代未聞のルール案に修正されました。

県の保育士拡充策として、国の配置基準を上回る児童・保育士の比率となるように(一)歳児6・1↓5・1(三)三歳児20・1↓18・1(市町村に助成する制度が、中核市には「私立保育所の権限が移る」として打ち切る方針を

打ち出しました。これに対し、中核市を控える高崎市は「県内全域の保育所を対象に始まった事業なので継続すべき」と主張しており、高崎市社会福祉協議会から継続を求める請願が出されました。リベラル群馬も市の考えに同意し、採択を主張しましたが、自民党が同意せず、採択されませんでした。